

商品概要説明書

積立式定期貯金<エンドレス型>

(2019年10月1日現在)

商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 （1）預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 自動振替により、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月のいずれかの積立周期により預入れいただけます。なお、隨時に預入れいただくこともできます。
（2）預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 1回あたり1円以上
（3）預入単位	・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 （1）適用金利	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。
（2）支払頻度	・払戻時に一括して支払います。
（3）計算方法	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。
（4）税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
（5）金利情報の入手方法	
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) 個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融担当部署（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JA銀行相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融担当部署またはJA銀行相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士</p>

	<p>会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融担当部署にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aいづみの